

■理事会・社員総会を開催しました

6月23日(月)午後2時から、日比谷図書文化館セミナールームで、公益社団法人 福島原発行動隊の理事会、社員総会を開催しました。

まず定時理事会を開き、2013年度事業報告ならびに決算が承認されました。

この後、理事会を中断し、定時社員総会を開きました。

定時社員総会では以下の4つの議案が出され、いずれも承認されました。

第一号議案 2013年度事業報告並びに決算報告

第二号議案 2014年度事業計画並びに2014年度予算

第三号議案 定款第2条の変更

現：第2条 当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

新：第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第四号議案 当法人の今後の方針案

なお、第四号議案については、その詳細な検討を理事会に付託することとなりました。

社員総会後、定時理事会を再開し、「定款第60条に基づき、当法人の主たる事務所を港区虎ノ門二丁目2番5号に置く」との議案が承認され、閉会しました。

■第33回院内集会を開催しました

6月26日(木)午前11時から参議院議員会館B104号室で33回目の院内集会を開催しました。初めに塩谷亘弘理事長が同月17日に死去した山田恭暉初代理事長への弔辞を述べ、一同で黙祷、さらに牧山ひろえ参議院議員から故人を偲ぶ挨拶をいただいたあと、岡本達思理事の司会で本題に入りました。

今回の集会は、国立国会図書館の調査員の方々をお呼びして、「福島第一原発事故への対応」について聴くことが目的です。当日は国会図書館から「調査及び立法考査局経済産業調査室・経済産業課／社会労働課」から4名の調査員が来場され、あらかじめ当方から提出しておい

在りし日の山田さんを思い、語り合うタベ

■「山田恭暉さんを偲ぶ会」を開催します

1年有余の闘病の末、2014年6月17日に75年と3ヶ月の生涯を終えた（公社）福島原発行動隊の初代理事長、山田恭暉さんを偲ぶ会を、この7月に開催いたします。少年時代から大学、就職、その後の様々な活動を通した友人や知人が一堂に会して故人を偲び語り合うひとときに、多くの行動隊員や賛助会員やこの間関係された皆様のご参加をお待ちしています。



■日時：7月29日（火）午後16時30分～19時15分

■会場：憲政記念館（東京都千代田区永田町1-1-1
 Tel：03-3581-1651

■会費：8,000円（平服による立食形式の懇親パーティ）

■参加申込：7月17日（木）までに葉書/FAX/メールのいずれかで、下記までお申込みください。

- ・葉書：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館 2F-32 エコホールディングス（株）内
 公益社団法人福島原発行動隊 「山田恭暉さんを偲ぶ会」担当

- ・FAX：03-6441-2573

- ・メール：svcf-admin@svcf.jp

た質問事項に基づき、「原子炉の冷却、燃料デブリ取り出し」「汚染水」「敷地内線量低減」「労働・雇用の実態」の現状と展望に関し調査結果をまとめた文書に沿って報告してくださいました。

その後質疑応答に入りました。国会図書館調査員の職務は国會議員の職務の遂行に役立たせるため諸々の資料・情報を調査・整理することであり、政策の作成や判断に立ち入る筋合いは全くないのですが、冒頭で質問に立った牧山議員が事故対応に関する個々の調査員の所見を聞くことにいささか驚きました。さらに驚いたのは4名の方々が、おそらく答え得るぎりぎりの範囲で、それなりに応じてくれたことです。その誠実な姿勢に感銘を受けました。

また、行動隊のウォッチャー・チームの仕事が国会図書館の調査室と比べて遜色のないことも、今回の集会で立証されました。同チームのスタッフと調査員の方々との問答には同じデータマンとしての共感がうかがえ、前回と前々回の院内集会における行政官僚とのやりとりと違い、気持ちの良い院内集会になりました。（平井吉夫記）



■原発ウォッチャーの活動にご協力ください

原発ウォッチャー・チームは、東京電力のサイトに頻繁に掲載される政府の諸委員会や東京電力の資料を分析して月例報告書を作成し、福島原発行動隊のウェブサイトで毎月公表しています。

また原発ウォッチャー・チームのメンバーを中心に、日経、朝日、読売、毎日、東京、NHK、福島民報の原発関連の記事を収集し、それをもとに月例報告書別紙（東電以外のソースからの情報）としてやはりウェブサイトで公表しています。

■SVCFのモニタリング活動について

モニタリングチーム責任者 塩谷亘弘

一般に、放射性物質で汚染していると疑われる場所での取るべき行動の大原則は、何よりもまず放射線量の測定・記録（モニタリング）である。未知の線量の場所に最初に立ち入るのは計測者である。場合によっては大量に被ばくする可能性がある。

放射線量測定結果に基づいて全ての現場作業手順が立案され、実施に移される。放射性物質で汚染していると疑われる場所ではモニタリングは不可欠な作業である。

●政府・東電への提案がSVCFのモニタリングの出発点

SVCFモニタリング活動の始まりは2011年8月3日に政府・東電に提出した提案に遡る。

提案では、1) 原発内および周辺 20km 圏内（高濃度汚染地域も検討）の環境汚染モニタリングへの参加と2) 原発内および周辺 20km 圏内を含む高濃度汚染地域の瓦礫処理、除染作業への参加があげられている。モニタリングが第1番に提案されている。

当時念頭にあった具体案は、F1構内の作業現場での放射線計測者になることと、東電担当の20km圏内の環境放射線の定点（定点数55）計測を請け負うことであった。どのような放射線環境下で事故収束作業が行われるかを調べ記録に留め、特に高線量下の現場技術者・作業員の作業計画の立案と被ばく管理に寄与したいという願望と環境放射線の変化の推移を克明に記録し次世代に伝えたいという願望があった。

●川内村でモニタリング活動を開始

しかし、国・東電が行動隊を受け入れる見通しが立たないうちに、東部が20km圏内にかかる川内村が帰村宣言をした（2012年1月末）ことを受けて、程度の差は歴然としているが放射性物質で汚染されているという点ではF1構内も20km圏内も同じことであり、どのような放射線環境下に被災者が戻ることになるのかを計測し記録に留めることは被災者支援の一つとしても重要な仕事であると考えた。

国・東電を相手にした高線量率下の計測作業参加の実現を追求しつつも、取りあえず、行動隊の持てる力を發揮する場所として川内村を選び、依頼を受けて個人住宅内の線量率の計測をすることで被災者の支援をすることとした。

●家屋内のモニタリング

国と地方自治体が行う除染（公的除染）は、個人住宅の屋根と壁面と敷地内について行うことになっている。その作業の概要は、屋根と壁は表面に残留する放射性物質を含む塵埃を高压水で洗浄したり化学雑巾等で拭き取

これらの作業を少しでもお手伝いいただける方を募集します。具体的な作業は以下の通りです。

- (1) 原発ウォッチャー・チームに参加して、東電等の資料を分析し、報告書にまとめる作業（テーマ毎に分担します）。月に一度開かれる会議に出席いただきます。
- (2) 新聞のどれか一紙を担当して、原発関連記事を切り抜き、内容を要約して表計算ソフトに入力する作業。
- (3) 月例報告書別紙の校正作業
(2)と(3)についてはご自宅で作業いただけます。
お手伝いいただける方は事務局までご連絡ください。

る、犬走りなどのコンクリート表面はブラッシングして残留している放射性物質を除去する、地面の表土を剥ぎ取り客土として砂利を入れる、植栽のある部分は地表面の草や落ち葉を除去して客土として山砂を入れる、などである。

しかし、国も地方自治体も1日のうちで十数時間滞在することになる屋内に放射性物質が侵入していないか、部屋ごとの線量率はどのように分布しているのかなどの詳しい計測は行わない。

●行政の谷間を埋める

楢葉町の比較的平坦な地区では広い敷地に2世代、3世代が共に暮らす大きな住宅が多くあり、敷地と住宅を守る防風林もあれば敷地に隣接して広い田畠や林が広がっている場合もある。所謂生活圏が非常に広い場合には除染漏れとしか考えられない部分が残されている。

一方、川内村のように林業が盛んであったところでは住宅のすぐ裏が杉林や山になっている所があるが、森や林については敷地境界から20mの範囲でしか下草の刈り取り、落葉のかき取り、枝打ちなどが行われていない。国や地方自治体の画一的な除染では、被災者が帰還できるかどうかを確信をもって判断できるデータが十分に提供されているとは考えられないのが現状である。

行動隊は2012年9月より川内村と、2013年10月より楢葉町との間で覚書を交わし、行政の手の届かない谷間を埋める仕事として、被災者の依頼を受けて屋内・外、敷地内であっても公的除染の手が入っていないと思われる部分の線量率を計測する作業を行い、依頼者にその結果を報告している。

●健康への影響について断言しない

低線量被ばくの健康への影響について、科学的には“影響がある”と立証されていないし“影響がない”とも立証されていない。被ばくの影響は様々であり、疫学調査が可能である癌（甲状腺腫瘍や白血病など）の発症もあるし、疫学調査には向かない対象、チェルノブイリの臨床医が報告するような子供の免疫系や循環器系の不調もある。

したがって、行動隊としては、健康への影響が“ある”とか“ない”とかについて断定的に発言することは出来ないし、被ばく許容限度（例えば年間1mSvならば許容するとか20mSvまでは許容するとか）についても断定的発言は出来ない。

行動隊として出来ることは、どのような放射線環境下にあるかを知ることを望む被災者のために計測し、その結果を知らせることである。その結果についての判断は依頼者に委ねている。（次号に続く）